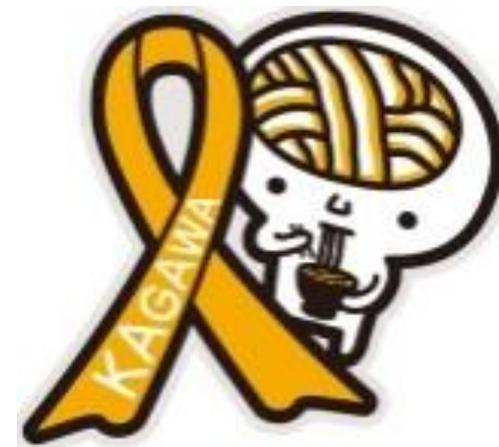


保育園・幼稚園・学校に おける虐待対応



三豊総合病院 小児科
佐々木 剛



昨今の虐待事件

- 2018年3月 目黒女児虐待(船戸結愛ちゃん)
 - 香川県から東京都目黒区に転居した事例
 - 「もうおねがい ゆるして ゆるしてください」
- 2019年1月 千葉県野田市女児虐待(栗原心愛さん)
 - 学校のアンケートのコピーを父に強要され渡した。
 - 母に対するDVもあった
- 2019年6月 札幌市2歳女児衰弱死？(池田詩梨ちゃん)
 - 体重が約6kgと標準体重の半分
 - 児童相談所への通告は複数回あった。

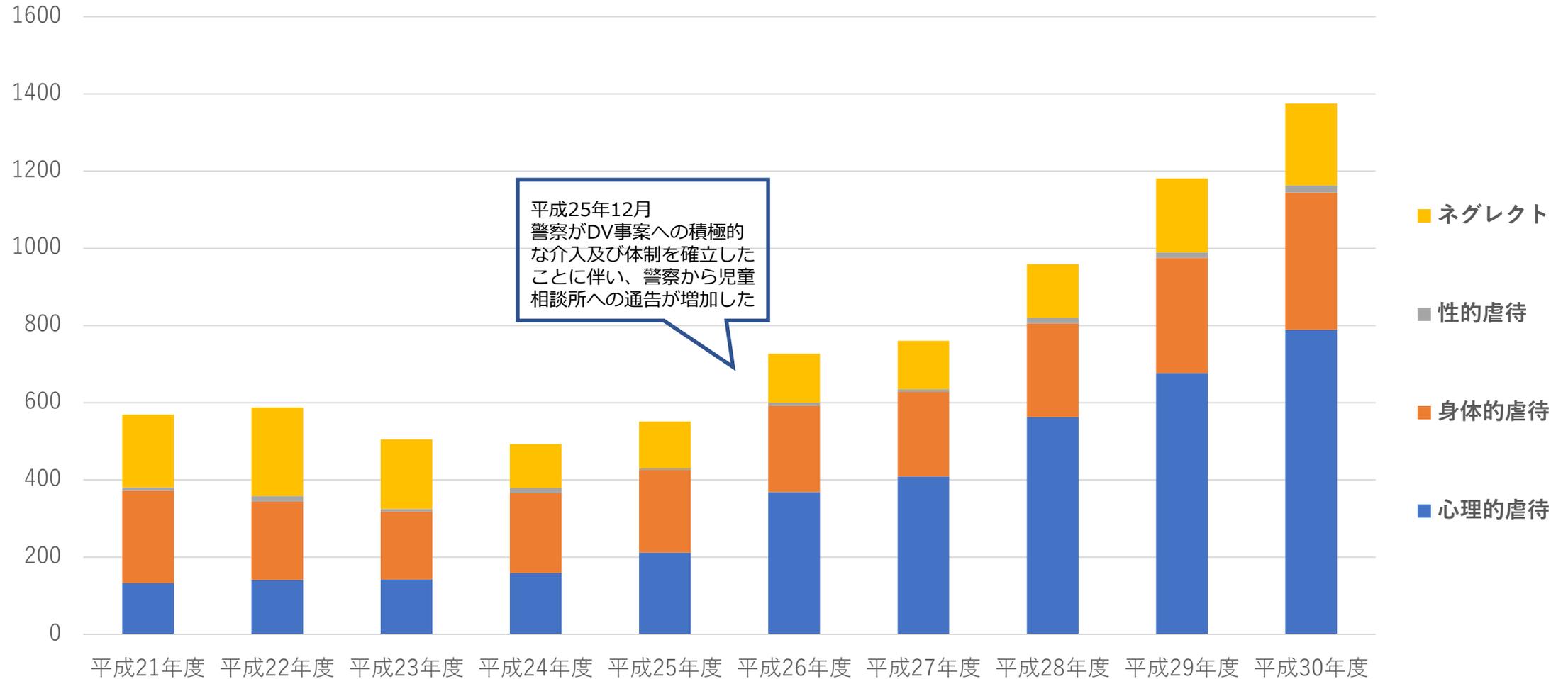
子ども虐待の種類

虐待の種類	具体例
身体的虐待	殴る、蹴る、風呂に沈める、戸外に閉め出す、などの暴行を加えること。外傷を負い、死に至ることもある。衣服で見えない部分にだけ暴行を加えることもある。
性的虐待	子どもへの性交、性的な行為の強要、性器や性交を見せる、など。性的虐待は、本人が告白するか、家族が気づかないと顕在化しにくい。
心理的虐待	大声や脅しなどで恐怖に陥れる、無視や拒否的な態度をとる、著しくきょうだい間差別をする、自尊心を傷つける言葉を繰り返す、など。
ネグレクト	子どもを家に残して外出する、食事を与えない、衣服を着替えさせない、パチンコに熱中して子どもを自動車内に放置する、病気になるのに医療機関に連れて行かない、など。

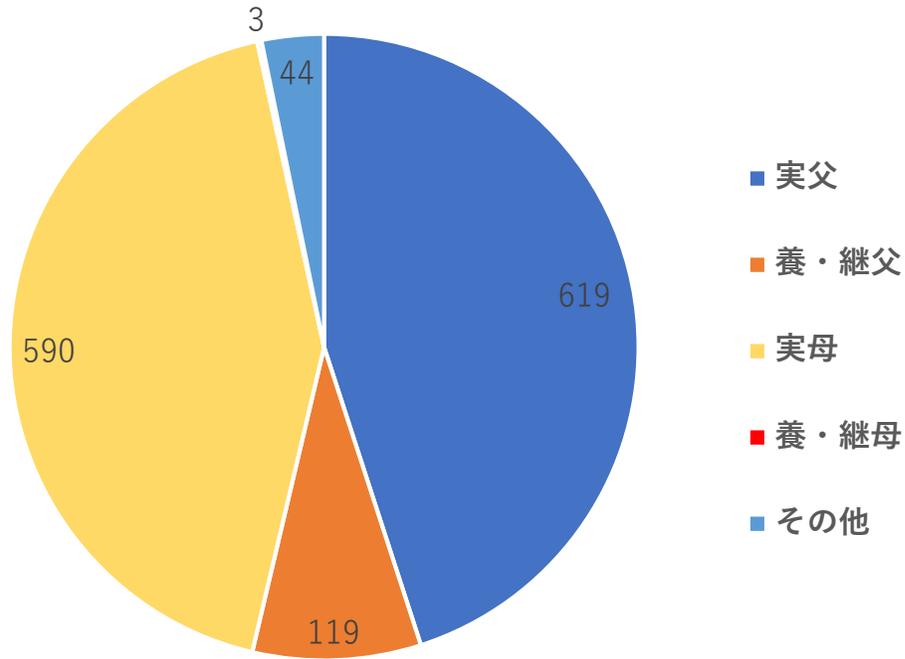
今日の話題

1. 香川県の状況および取り組み
2. 全国の取り組み
3. 保育園・幼稚園・学校における虐待対応

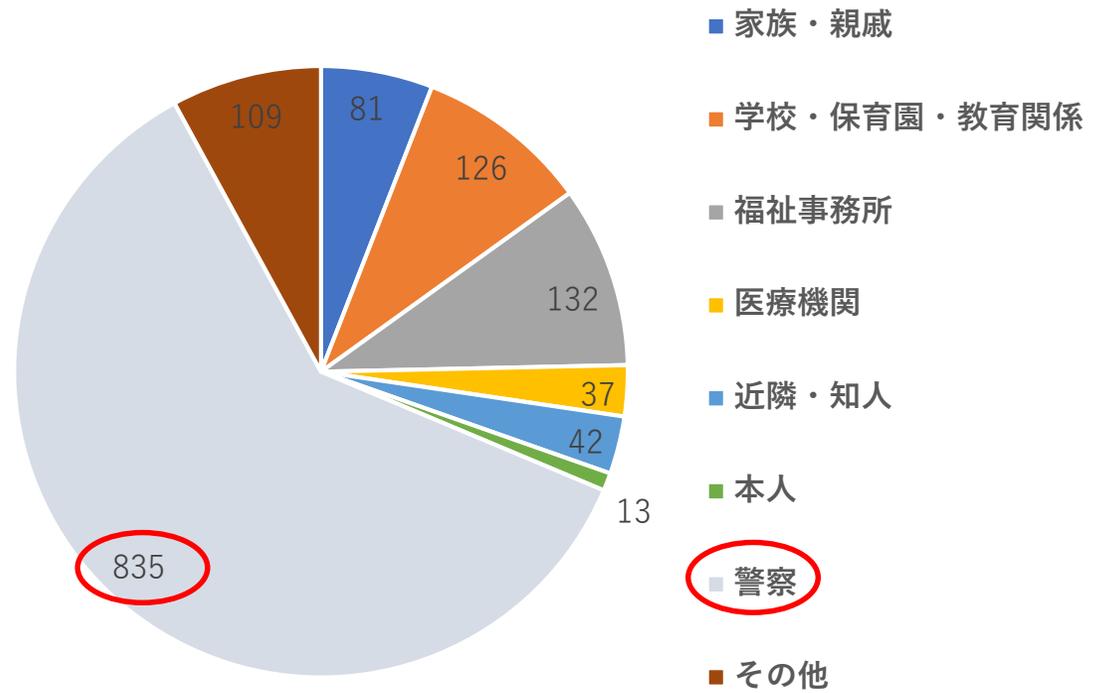
児童相談所における児童虐待対応件数



主たる虐待者



虐待ケースの経路別状況



7. 虐待相談の地域（平成30年度）

	高松	丸亀	坂出	善通寺	観音寺	さぬき	東かがわ	三豊	小豆	木田	香川	綾歌	仲多度	県外	不明	計
子ども女性相談センター	586					34	26		27	32				1		706
西部子ども相談センター		219	64	59	100			67				63	89	7	1	669
計	586	219	64	59	100	34	26	67	27	32	0	63	89	8	1	1,375

2019年度の香川県の取り組み

- 4月、両児童相談所に「児童虐待対策課」を設置し、児童虐待対策に専門的に取り組む体制を整備するとともに、児童福祉司・児童心理司を新たに15名確保し、児童相談所の体制強化を図った。
- 介入的な関わりの強化に向けた実践的な研修を新たに実施するなどにより、児童福祉司等の専門性の強化を図っている。
- 両児童相談所に非常勤嘱託弁護士を配置し、法的対応力の向上を図るとともに、現職警察官の配置により、児童相談所と警察との連携の一層の強化を図っている。

要保護児童対策地域協議会（以下要对協）

- 要保護児童対策地域協議会（以下要对協）は、虐待を受けた子どもを始めとする要保護児童に関する情報の交換や支援を行うために、協議を行う場として平成16年の児童福祉法改正で設置努力義務が法的に位置づけられた。
- 要保護児童とは、保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（児童福祉法第6条の2第8項）、保護者のない児童（現に監督保護している者がいない児童）（児童福祉法第6条の2第8項）で、虐待を受けた児童だけでなく、障害を持った子ども、不良行為（非行、犯罪行為含む）をする、またはする恐れのある児童をいう。
- 現在ほとんど全ての市町村に設置され、要对協は児童家庭相談の一義的な対応の窓口と位置づけられ、虐待通告先となった。そのため子ども虐待対応は、リスクの低い要支援ケースは市町村、リスクの高い虐待ケースは、立入調査・一時保護などの強制的な権限を持つ児童相談所と、市町村と児童相談所との二重構造になった。

今日の話題

1. 香川県の状況および取り組み
2. 全国での取り組み
3. 保育園・幼稚園・学校における虐待対応

児童虐待防止対策の 抜本的強化について

平成31年3月19日

児童虐待防止対策に関する係閣僚会議

児童虐待防止対策の抜本的強化について①（平成31年3月19日関係閣僚会議決定）（ポイント）

昨今の虐待相談件数の急増、昨年を目黒区の事案、今年の野田市の事案等を踏まえ、以下の通り、児童虐待防止対策の抜本的強化を図る。本対策を実施するため、児童虐待を防止するための児童福祉法等の改正法案を今国会に提出するとともに、2020年度予算に向け、さらにその具体化を図る。

1 子どもの権利擁護

① 体罰禁止及び体罰によらない子育て等の推進

法・体罰禁止について法定化する。

・体罰や暴力による悪影響が広く理解され、体罰によらない子育てが進められるよう、普及啓発活動を行う。

法・民法上の懲戒権の在り方について、施行後2年を目途に必要な見直しを検討する。

② 子どもの権利擁護の在り方に関する検討

法・子どもの保護及び支援に当たって、子どもの意見表明権を保障する仕組みについて、施行後2年を目途に必要な検討を進める。

2 児童虐待の発生予防・早期発見

① 乳幼児健診未受診者等に関する定期的な安全確認

② 地域における相談窓口や子育て支援拠点の設置促進等

・子育て世代包括支援センターの2020年度末までの全国展開に向け設置を促進する。

・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の一体的運用ができるよう、要件の明確化・支援の拡充により、母子保健分野と子ども家庭福祉分野の連携を強化し、切れ目ない支援を行うことができる体制整備を図る。

③ 相談窓口の周知・徹底

・189(いちはやく)の周知、啓発。通話料の無料化。

④ 学校等における虐待等に関する相談体制の強化

・スクールカウンセラーやSNS等を活用した相談体制を充実。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(1) 児童相談所の体制強化

- 法 ① 介入的な対応等を的確に行うことができるようにするための体制整備
- ・一時保護等の介入的対応を行う職員と支援を行う職員を分ける等の児童相談所における機能分化を行う。
- ② 児童相談所において常時弁護士による指導又は助言の下で対応するための体制整備
- 法
- ・児童相談所が措置決定その他の法律関連業務について、常時弁護士による助言・指導の下で適切かつ円滑に行うため、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
 - ・関係団体の協力も得た採用活動、研修の充実、必要な支援等の拡充。
- ③ 児童相談所における医師・保健師の配置の義務化
- 法
- ・児童相談所における医師・保健師の配置の義務化。
 - ・関係団体の協力も得た採用活動、研修の充実、必要な支援等の拡充。
- 法 ④ 第三者評価など児童相談所の業務に関する評価の実施
- ⑤ 新プランに基づく児童福祉司の2000人増等に向けた支援の拡充
- ・新プランに基づく人材確保が進むよう、採用活動に関する支援等の実施。
 - ・専門性確保のため、児童相談所OBの活用や人事ローテーションへの配慮の要請。
- ⑥ 児童福祉司等への処遇改善
- ・手当などによる児童福祉司等の処遇改善を図る。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(2) 児童相談所の設置促進

① 児童相談所の設置(管轄区域)に関する基準の設定

法 ・児童相談所について、人口その他の社会的条件を勘案して政令において設置(管轄区域)に関する基準を定める。

② 中核市・特別区の児童相談所の設置の促進

法 ・政府は、施行後5年間を目途に、施設整備、人材確保の状況等を勘案し、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、施設整備、人材確保・育成の支援その他の措置を講ずる。その支援を講ずるに当たっては、関係地方公共団体その他の関係団体との連携を図る。

法 ・政府は、施行後5年を目途に、支援等の実施状況、児童相談所の設置状況及び児童虐待を巡る状況等を勘案し、施設整備、人材確保・育成の支援の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。
・中核市及び特別区における児童相談所設置に向け、支援を抜本的に拡充する。

③ 一時保護所の環境改善・体制強化

・適切な環境で一時保護できる受け皿確保及び個別的な対応ができる環境整備、職員体制の強化等

(3) 市町村の体制強化

① 子ども家庭総合支援拠点に対する支援等の拡充

・2022年度までに子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置に向けて、支援を拡充する。

② 要保護児童対策地域協議会の充実強化

(4) 子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向上の在り方の検討

法 ・児童福祉司等子ども家庭福祉に携わる者に関する資格の在り方を含めた資質向上策について、施行後1年を目途に検討する。

(5) 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する体制強化

① 専門スタッフの学校・教育委員会への配置支援

・スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー、警察OBの学校・教育委員会への配置を支援。

② 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実

・児童虐待対応マニュアルを作成、実践的な研修を推進。

3 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(6) DV対応と児童虐待対応との連携強化等

法 ① DV対応と児童虐待対応との連携強化

② 婦人相談所・一時保護所の体制強化

(7) 関係機関間の連携強化等

法 ① 学校・福祉施設等の職員に関する守秘義務の法定化

② 児童相談所・市町村における情報共有の推進

・全都道府県で、児童相談所と市町村の情報共有システムを推進。全国的な情報共有に向けた検討を進める。

③ 保護者支援プログラムの推進

・専門医療機関、民間団体と連携した実施、重大事例の検証を踏まえた活用方法の検討。

④ 児童相談所と警察の連携強化

⑤ 児童相談所・市町村、学校・教育委員会と警察との連携強化

・児童虐待に係る情報の管理、関係機関と連携した対応について周知徹底。

4 社会的養育の充実・強化

① 里親の開拓及び里親養育への支援の拡充

・里親の負担軽減(一時的に子どもを預かるサービスの利用促進)や手当の充実等。

② 特別養子縁組制度等の利用促進

・特別養子縁組の成立要件を緩和する(養子となる者の年齢の上限を引き上げる)等の見直しを行う。

③ 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化の推進

④ 自立に向けた支援の強化

・18歳到達後の者を含め、児童養護施設を退所した子ども等に対し、住まいの確保や進学・就職を支援する措置の拡充を図る。

児童福祉法等改正法

2019年6月19日成立

2020年4月から施行

改正法のポイント

親などによる体罰を禁止

懲戒権のあり方について、施行後2年をめどに検討

DV対策と連携を強化

一時保護などの介入と、保護者支援を行う職員を分離

弁護士が常時、児相に指導・助言できる体制を整備。児相に医師と保健師を1人以上配置

人口、地理など政令で定めた基準を参考に都道府県が児相の管轄区域を決め、設置を推進

今日の話題

1. 香川県の状況および取り組み
2. 全国の取り組み
3. 保育園・幼稚園・学校における虐待対応

虐待かも
気づくポイントは？

子どもに関わる多職種のための

子ども虐待初期対応ガイド

～子ども虐待を見逃さないために～

公益社団法人 日本小児保健協会 教育委員会 (2019年5月9日)

虐待に気づくポイント（身体所見）

① 不自然な場所に外傷がある。

普通に転んでできる外傷は、膝やおでこなどの身体の出っ張った部分に多い。おなか、背中、耳、外陰部など、普通に転んだだけではけがをしにくい場所の外傷は、虐待を疑う。

② 外傷の原因が月齢・発達と合わない。

寝返りや移動ができない月齢での転落、給湯ポットを操作できない月齢での熱傷などは、虐待を疑う必要がある。

③ 治療を受けていない「むし歯」が多い。

虐待されている子どもには、治療されていないむし歯が多いことが報告されている。

虐待に気づくポイント（周辺状況）

- ④ 広範囲な外傷にもかかわらず保護者の訴えが少ない。
身体の数箇所に外傷があるにもかかわらず、親の訴えが少ない場合は虐待を疑う必要がある。
- ⑤ 外傷の原因をきょうだいのせいにする。
幼いきょうだいがいる場合に、言い訳として多く使われる。
- ⑥ 保護者の説明が時間や相手によって変化する。
外傷を受けた状況の説明が不自然でよく変わる。
- ⑦ 受傷後の医療機関受診が不当に遅い。

虐待による外傷の実例（パターン痕）

何らかの形のパターンを持つ外傷は強く虐待を疑う必要があります。



手のパターン痕



フライ返しによる熱傷



電気コードをループ状にして
鞭打ちしたパターン痕

虐待による外傷の実例（耳介の外傷）



耳介の皮下出血は、虐待に特徴的な外傷の一つです。

耳介は頭蓋骨と肩に守られている部分のため、転んでけがをする可能性は低い。



虐待による外傷の実例（熱傷）



熱湯につけられた熱傷



背中や下肢に境界明瞭なラインを認める。

虐待による外傷の実例（青あざ）

顔面の皮下出血（生後5か月）



歩行できない月齢のため転倒による打撲は考えにくく、つねられている可能性が高い。

虐待を見逃さないために

- 家庭内での外傷
- 原因不明の外傷
- 原因不明の消耗状態
- 何か気になる子ども

虐待に気づくポイント

- ・虐待を疑ったり通報したりすることは、加害者の告発が目的ではなく、子どもを守り、支援を開始することが目的です。
- ・迷った時はひとりで抱え込まずに、所属する施設全体で情報を共有し、子どもの保護を第一に考えて行動してください。

①挫傷の存在部位

■ 疑いが低い

骨突出部・単発

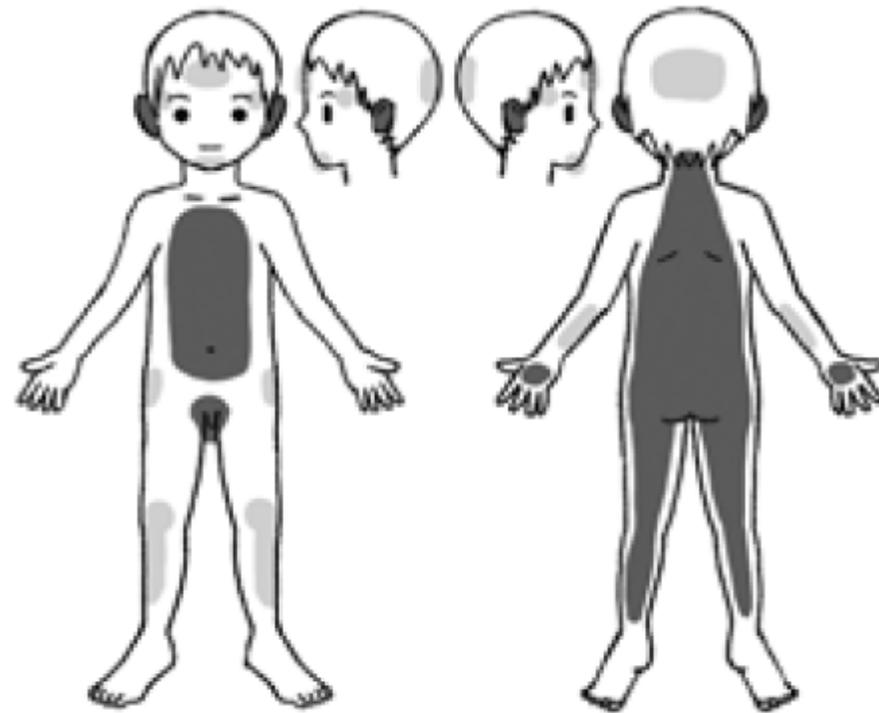
■ 疑いが高い

非骨突出部・多発

9か月未満児(ハイハイ前)

単一形態の挫傷の多発

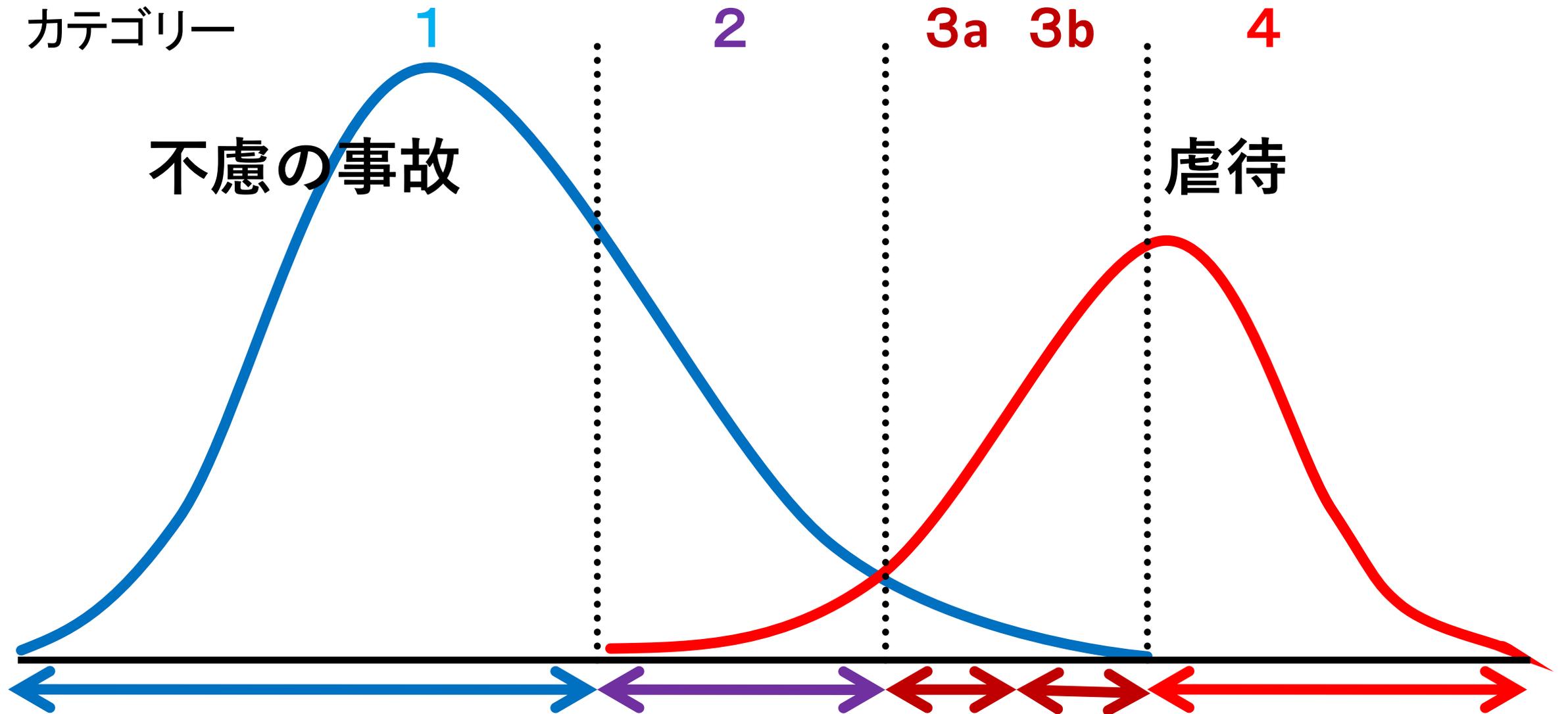
物体の形を思わせる挫傷



* 幼いきょうだいが多発挫傷を負わせることは極めて例外的であり、
そのような受傷機転が語られた場合、虐待の鑑別が必要

<p>子供について の異変・違和感</p>	<p>表情が乏しい 触られること・近づかれることをひどく嫌がる 乱暴な言葉遣い 極端に無口 大人への反抗的な態度 顔色を窺う態度 落ち着かない態度 教室からの立ち歩き 家に帰りがらない 性的に逸脱した言動 集中困難な様子 持続的な疲労感・無気力 異常な食行動、衣服が汚れている 過度なスキンシップを求める など</p>
<p>保護者について の異変・違和感</p>	<p>感情や態度が変化しやすい イライラしている 余裕がないように見える 表情が硬い 話しかけても乗ってこない 子供への近づき方・距離感が不自然 人前で子供を厳しく叱る・叩く 連絡が取りにくい 家庭訪問・懇談などのキャンセルが多い 行事に参加しない 家の様子が見えない など</p>
<p>状況についての 異変・違和感</p>	<p>説明できない不自然なケガ・繰り返すケガ 体育や身体計測のときによく欠席する 低身長や低体重、体重減少 親子でいるときには親を窺う態度や表情が乏しいが親がいなくなると急に表情が晴れやかになる 子供が具合が悪くなったなどで保護者に連絡しても緊急性を感じていない様子 その家庭に対する近隣からの苦情や悪い噂が多い など</p>

虐待の医学診断とはカテゴリー診断



虐待の医学診断とはカテゴリー診断

カテゴリー 1

- 不慮の事故と診断される

カテゴリー 2

- 不慮の事故と診断してほぼ間違いないが、やや不自然なところや心配な部分がある

カテゴリー 3

- 虐待の可能性がある
 - 3A：虐待の可能性はあるが、事故との鑑別が困難
 - 3B：虐待の可能性が高い

カテゴリー 4

- 虐待と診断される

このカテゴリーを共通の指標として虐待か否か議論する

「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」

文部科学省

2019年5月9日

【基礎編】

1. 虐待とは
2. 虐待が及ぼす子供への影響
3. 学校、教職員等の役割、責務
 - ・虐待の早期発見、早期対応や、関係機関（児童相談所、市町村（虐待対応担当窓口）、警察）との速やかな連携、通告元の情報不開示など、学校や教職員が求められる具体的な役割を解説
 - ・関係機関である児童相談所、市町村、警察の役割を解説
4. 教育委員会等設置者の役割
 - ・教育委員会等設置者が行うべき体制強化や研修等の充実

学校・教職員の役割

- ①虐待の早期発見に努めること（努力義務）【第5条第1項】
- ②虐待を受けたと思われる子供について、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所等へ通告すること（義務）【第6条】
- ③虐待の予防・防止や虐待を受けた子供の保護・自立支援に関し、関係機関への協力を行うこと（努力義務）【第5条第2項】
- ④虐待防止のための子供等への教育に努めること（努力義務）【第5条第3項】

具体的な記録

- 外傷がある場合、本人からの聞き取った内容はできる限りそのまま記録してください。
- 場所や性状など具体的にスケッチや写真で記録してください。
- 虐待と思われる事案については、時系列で事実および本人の発言内容のみを記録してください。事実と推測を混同することは避けてください。

子どもからの聞き取り その1

- 外傷などの事案について聞き取りする場合、誘導にならないように、オープンクエスチョンで「どんなふうにけがをしたの？」と聞くのが適切です。
- ただし、子供は自分の置かれている状況が客観視できず「虐待されている」とは認識していないこと、心身の安全・安心が確保されておらず虐待を受ける危険性がある状況では「虐待されている」とは言い出せないこと、どんなにつらくても自分から保護者を悪く言うことができないでいること、保護者から見捨てられる不安をもっていること、一度虐待を受けていることを認めても後に撤回することなどが、幼児児童生徒の言葉だけで判断しないよう留意する必要があります。

子供への不適切な聞き方の例

仮説だけを追求する

「たたかれた?」「蹴られることもあった?」

子供の言葉を言い換える

「手が当たった」→「たたかれたのね」

「はい」と言うまで仮説を追求する

「たたかれたんじゃない?」→「うん」→
「本当にたたかれてない?」

「はい」を引き出しやすい質問をする

「たたかれたのね」「たたかれたんでしょう」

取引をする・圧力をかける

「話が終わったらすぐに帰れるよ」「話してくれないと大変なことになるよ」

推測や空想を促す

「間違ってもいいから、あったかもしれないことを話して」

望ましい聞き方

誘いかけ質問

「何があったか最初から最後まで、どんなことでも全部話してください」

時間分割質問

「たたかれた」→「たたかれる前、何があった?」「たたかれた後、何があった?」

手がかり質問

「手が当たった」→「どんなふう当たったか、もっと話して」など、子供の発言から話を広げる

それから質問

子供が「終わり」というまで「その後はどうなった?」と報告を促す

返事や繰り返し

「〇〇さんがたたいた」→「うん、うん」「たたいた。それから?」



(参考…仲真紀子編著「子どもへの司法面接
考え方・進め方とトレーニング」)

子どもからの聞き取り その2

- 聞き出した発言そのものやその際の表情・態度をそのまま記録しておく、その後の専門機関との連携が円滑に進む場合が多いです。
- 虐待に関する本人からの詳しい聞き取りは児童相談所職員や市町村（虐待対応担当課）職員などの専門の部署が対応したほうが望ましく、学校関係者はあまり踏み込んだ聴取や度重なる質問はしないほうがよいと考えられます。
- どのように聞いたか、どのように答えたか、できるだけ言葉通りに記録することが望ましい。

司法面接

- その子どもから正確な情報を得るのは容易なことではない。子どもは記憶力も記憶を正確に伝える言葉の力も十分に発達していないからだ。それを考慮せずに大人はつい「叩かれたの?」「見たのは白い車?」などと誘導・暗示的な質問を繰り返し、その結果、子どもの記憶を汚染し、証言の信ぴょう性を下げてしまう。
- 子どもからできるだけ正確な情報をできるだけ多く、しかも子どもに精神的な負担をかけないように引き出す「司法面接」の手法がある。
- この面接法には大きく4つの特徴があります。まず子どもが誘導や暗示にかかりやすいことや精神的な負担を受けやすいことを考慮し、①応答に制約のないオープンな質問で、かつ自分の言葉で話す『自由報告』を重視すること。次に②自由報告の効果を最大限得られるように面接を構造化する(段階を設ける)こと、③正しい記録を残すために録画や録音を行うこと、最後に④面接の繰り返しによる記憶の変遷や精神的な二次被害を防ぐために多職種が連携して面接回数を最小限にすること

司法面接のイメージ



子どもからの聞き取り その3

- 外傷の原因が不明確なため保護者に確認する場合は、「お子さんは〇〇〇と言っていました」と保護者に伝えることは避けてください。
- そして、虐待の疑いに気付いても、保護者を責めるような発言は避けてください。保護者自身も子育て上の悩み等で追い詰められていたり、苦しんでいたりすることがあり、責めるような発言によって、子供にさらなる危害が加えられる恐れもあるからです。
- 外傷の原因について、保護者の説明が実態と矛盾する、二転三転する、子供の説明と異なるなどの場合は虐待が疑われるため通告することが必要です。

【 対応編 1 日頃の観察から通告まで 】

1. 通告までの流れ

- ・ 発生予防としての幼児児童生徒への相談窓口周知や保護者への啓発
- ・ 教職員による日頃からの観察、DV問題家庭への留意、虐待による外傷の具体的解説、関係機関への報告様式等を提示
- ・ 教員個人ではなく学校組織としての早期の対応や関係機関との連携など、チームとしての対応の必要性を解説
- ・ 子供や保護者から聞き取りをする場合の留意事項

2. 通告の判断に当って

- ・ 学校は守秘義務違反や刑事上の責任を気にしてためらうことなく通告することが重要

3. 通告の仕方

- ・ 市町村、児童相談所、警察への通告等の判断、通告等の方法と教育委員会等への連絡

※性的虐待について、その特徴や心身の健康への影響、対応方法を解説

- ① 確証がなくても通告すること（誤りであったとしても責任は問われない）
- ② 虐待の有無を判断するのは児童相談所等の専門機関であること
- ③ 保護者との関係よりも子供の安全を優先すること
- ④ 通告は守秘義務違反に当たらないこと

保護者は「子供が悪いことをしたので叱った」あるいは「しつけど」などと言い張ったり、また、教職員等も虐待する現場を直接見ることはないため、伝聞・推測情報が中心になります。そのため、現場では「どこまでが虐待か」「保護者との関係がこじれる」等の迷いやためらいが生じることが多いと言われます。

「あの保護者がそんなひどいことをするはずがない」と思い込んだり、保護者との関係悪化等を懸念し過ぎることで、子供の安全確保が疎かになり、重大な事態に至ってしまった事例があることに十分留意すべきです。

【児童相談所に通告する場合】

- ①明らかな外傷（打撲傷、あざ（内出血）、骨折、刺傷、やけどなど）があり、身体的虐待が疑われる場合
- ②生命、身体の安全に関わるネグレクト（栄養失調、医療放棄など）があると疑われる場合
- ③性的虐待が疑われる場合
- ④子供が帰りたくないと言った場合（子供自身が保護・救済を求めている場合）

上記①～④以外の場合は、市町村（虐待対応担当課）に通告しましょう。どこに通告したらよいか迷う場合は、一旦、市町村（虐待対応担当課）に相談してください。ただし、市町村の担当が不在の場合や夜間休日に通告する場合、子供の安全のために速やかに対応するという観点から、児童相談所に連絡してください。

【 対応編 2 通告後の対応 】

1. 通告後の対応

- ・ 通告後48時間以内の児童相談所の「安全確認」や「情報収集」に対する協力
- ・ 一時保護所に保護された子供の通学・通園の留意点、一時保護解除後の留意点、長期欠席状況の把握、施設入所時の連携等

2. 要保護児童等への対応

- ・ 要保護児童対策地域協議会への参画や進行管理台帳に登録された子供の出欠状況等の情報提供
7日以上欠席した場合には速やかに関係機関に情報提供

児相相談所などの「安全確認」および「情報収集」時の協力

通告を受けると、市町村（虐待対応担当課）や児童相談所は緊急受理会議を開いて、子供の安全確認（目視）の方法・時期や緊急性の判断、初期調査の項目、当面の対応方針などを決めます。

子供の安全確認については、児童相談所は通告から**48時間以内**に行わなければなりません。特に、重大な事案で速やかに子供の保護が必要な場合は、児童相談所は通告から数時間で安全確認を含む一時保護の手続きをとりたいと考えています。

児童相談所等が行う安全確認は、専門の職員が学校で子供の様子などを確認することになります。その際、教職員も児童相談所等の職員からの聞き取りに対し、できるだけ詳しく状況を伝えるなど、学校としても協力することが重要です。

「一時保護」時の対応

児童相談所が子供の安全を確保する必要があると判断した場合や、現在の環境に置くことが子供の安全な生活を確保する上で明らかに問題があると判断した場合、当該幼児児童生徒は児童相談所の一時的保護所などに一時的に保護されます。子供の安全確保のため、児童相談所の職権により**保護者の意思に反して**行われることもあります。

「一時保護」解除後の対応

「在宅での支援」時の対応

クラスメートに対して事前に配慮を促しておくことも重要です。そして、一時保護解除後も当該幼児児童生徒が普段と変わったことがないか、学校において継続して注意深く見取っていくとともに、幼児児童生徒の様子で不自然な点があれば、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）に相談するようにしてください。

保護者が、児童相談所からの要請にもかかわらず、児童相談所への来所を怠ったり、家庭訪問を拒んだり、不在が続くなど支援機関との関係が疎遠になる場合があります。このような情報が学校にもたらされた場合、子供にとっての危機のサインと捉え、学校、教育委員会、児童相談所の間で子供から直接SOSを出せるような方法を確認しておくことが重要です。

幼児児童生徒が長期間学校を欠席し、家庭訪問等を行っても本人に面会できない場合はその情報を、また、面会できた場合はその際の幼児児童生徒の様子等を確認し、必要に応じて関係機関と情報共有して対応することが重要です。

【 対応編 3 子供・保護者との関わり方、転校・進学時の対応 】

1. 虐待を受けた子供への関わり
 - ・虐待を受けた子供への心のケアとして、学校で安心して過ごせるような配慮のポイント
2. 保護者への対応
 - ・保護者の要求や相談に対し、学校はチームで対応する。「親権」を理由にした威圧的、拒絶的な態度に対しても毅然とした対応が重要。学校は組織的な対応や教育委員会への連絡、関係機関との連携による対応を行う。
 - ・子供を就学させないといった事態にも就学義務違反对応として教育委員会との連携を行う。
 - ・学校、教育委員会等は、保護者から虐待認知の端緒や経緯の開示請求があっても漏らしてはならない。個人情報保護条例等に基づく請求であっても、子供の生命を守る上での支障とならないかなど慎重に検討する。
3. 転校・進学時の学校間の情報の引継ぎ
 - ・転居の情報は関係機関と共有し、学校間の確実な引継ぎを行う。

チームとして対応

通告後は、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）が個々のケースについて調査し、援助方針を立て、それに基づいた電話や面接、訪問等を通じて保護者に指導助言、カウンセリング等のソーシャルワークを行うこととなります。

しかしながら、一連の過程の中で、保護者が学校に来校し、教職員に何らかの要求や相談をしてくることがあります。

そのような場合にも、学校はチームとして対応することが不可欠です。保護者は、担任、養護教諭、校長、生徒指導担当など、**それぞれに対して異なる態度を示す**ことも考えられます。したがって、チームで保護者の要求や相談の内容を共有しておくとともに、児童相談所や市町村（虐待対応担当課）にも情報を共有しておくことが重要になります。

保護者からの問い合わせや要求に対して

保護者が学校等に押しかけて「学校が言い付けた」「先生を信じていたのに裏切られた」などと言ってくることも考えられます。そのような場合、「一時保護は児童相談所の判断であり、学校が決定したものではない」など、一時保護は専門機関の権限や責任で行われたことを明確に伝えることが重要です。

また、保護者から虐待を認知するに至った経緯や通告元を教えるよう求められた場合は、学校や教育委員会等はそれらの情報について**組織全体として保護者に伝えないこと**、児童相談所や市町村福祉部局と連携して対応することが重要です。

保護者からの威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合には、学校・教育委員会等は複数の教職員等で対応すること、学校においては即座に教育委員会等の設置者に連絡した上で、組織的に対応することが肝要です。また、学校・教育委員会等は速やかに市町村（虐待対応担当課）・児童相談所・**警察**等の関係機関や弁護士等の専門家と情報を共有し、連携して対応することが必要です。

最後に

- 子どもに虐待の事実をしつこく確認しすぎない
- 現場(個人)だけでケースを抱え込まない
- 迷ったら、自治体(保健師さん)、児童相談所などに相談する